

平塚市監査委員	能 勢 祐 二
同	城 田 孝 子
同	出 村 光
同	上 野 仁 志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和7年度の財務監査

市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課

2 監査の実施期間

令和8年3月9日から4月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 委託契約
- (2) 土地・公舎の賃貸借契約
- (3) その他の契約
- (4) 有形固定資産の取得・管理・処分
- (5) その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

市民病院

- (1) 経営企画課 病院総務課 医事課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

土地・公舎の賃貸借契約において、新規契約した医師住宅の敷金について、勘定科目「敷金」ではなく、「雑費」から支払われていた。また、解約した医師住宅の敷金及び修繕費について、勘定科目「敷金」「修繕費」ではなく、「賃借料」に返還されていた。

契約事務において、修繕費の随意契約について、契約締結前に業務着手されていた。また、契約金額の減額に対して、変更契約すべきところ、日付を遡って契約書が作成されていた。

平塚市病院事業会計規程及び平塚市病院事業契約規程に則り、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、良好であると認められた。

以 上